大府市告示第130号

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の7第1項の規定に 基づき、指定避難所を指定したので、同条第2項において準用する同法第49 条の4第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年10月27日

大府市長 岡村 秀人

指定避難所として指定する施設

施設名	住所	施設の種類 別	指定緊急避難 場所との重複	想定収容人数
大府高校武道場	大府市月見町六 丁目 180	鉄骨造	有	120(3 m²/人)
大府東高校武道場	大府市横根町膝 折1-4	鉄筋コンク リート造	有	120(3 m²/人)
桃陵高校武道場	大府市中央町五 丁目 15	鉄骨造	有	110(3 m²/人)